

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年5月9日

京都市長 門川大作

京都市規則第 8 号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第37条第2号中「別表第7」を「別表第6」に、「その他の事項に関する証明書（都市計画局建築指導部建築審査課において発行するものに限る。）」を「建築確認及び完了検査に関する証明書」に、「第11条の4第1項各号」を「第11条の3第1項各号」に改める。

附 則

この規則中第37条第2号の改正規定（「その他の事項に関する証明書（都市計画局建築指導部建築審査課において発行するものに限る。）」を「建築確認及び完了検査に関する証明書」に改める部分に限る。）は令和4年6月1日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

(会計室)